

精神障害者雇用安定奨励金のご案内

精神障害者の雇用を促進し職場定着を図るため、精神障害者の雇入れや退職者の職場復帰にあたり、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する奨励金を創設しました。

奨励金の概要

名称	対象	支給額	対象事業主
1 精神障害者支援専門家活用奨励金	精神障害者の雇用管理に関する業務を行う精神保健福祉士等の精神障害者支援専門家を新たに雇用又は委嘱した場合	①雇用する場合 年180万円を上限 (短時間労働者は 年120万円を上限) ②委嘱する場合 1回1万円 (年24万円を上限)	精神障害者を新規雇用する事業主
2 社内精神障害者支援専門家養成奨励金	社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修・修了させた場合	養成課程を履修に要した費用の2/3 (上限50万円)	
3 社内理解促進奨励金	従業員に精神障害者の支援に関する講習を受講させた場合	講習に要した費用の1/2 (1回5万円を上限、 年25万円を上限)	精神障害者を新規雇用又は退職者を職場復帰させる事業主
4 ピアサポート体制整備奨励金	社内の精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合	配置した社内精神障害者 1人当たり25万円	

精神障害者の雇用や退職者の職場復帰の際の様々な場面でご利用いただけます。奨励金を組み合わせて利用することもできます。詳しくは裏面をご覧ください。

精神障害者雇用安定奨励金は次のような場合にご利用いただけます。

精神障害者を雇用したいが、専門家に仕事の指導やアドバイスをしてほしい。

1 精神障害者支援専門家活用奨励金

精神障害者を雇用したいが、人事担当者に精神障害者の支援に関する専門的知識を身につけさせたい。

2 社内精神障害者支援専門家養成奨励金

精神障害者を雇用するために、従業員に精神障害についての理解をしてもらいたい。

3 社内理解促進奨励金

精神障害者の休職者の職場復帰に備え、同じ職場の従業員に精神障害に関する基礎的知識を学ばせたい。

精神障害者を雇用するために、どのような配慮が必要か、社内の精神障害者からもアドバイスがほしい。

4 ピアサポート体制整備奨励金

精神障害者の休職者を職場復帰させ、安定した業務が行えるよう、社内の精神障害者に相談にのってほしい。



○ 精神障害者雇用安定奨励金は、例えば次のように組み合わせて利用することができます。ただし、「精神障害者支援専門家活用奨励金」と「社内精神障害者養成奨励金」は同時に支給を受けることができません。

【例1】「1 精神障害者支援専門家活用奨励金」と「3 社内理解促進奨励金」を利用
精神障害者支援専門家として精神保健福祉士を雇用した後に、精神障害者を雇用し、同じ職場の従業員に精神障害に関する講習を受講させる場合

【例2】「3 社内理解促進奨励金」と「4 ピアサポート体制整備奨励金」を利用
精神障害者の休職者を職場復帰させる前に、同じ職場の従業員に精神障害に関する講習を受講させ、さらに社内の精神障害者を担当者として任命し、休職者の職場復帰に向けた助言を受けた場合

○ トライアル雇用や精神障害者ステップアップ雇用を終了し、常用雇用に移行した後に、利用いただくこともできます。

○ 雇い入れた精神障害者について、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）を利用いただくこともできます。ただし、支給要件がありますので、都道府県労働局又はハローワークにご確認ください。



精神障害者雇用安定奨励金の支給を受けるには、**支給の要件となる精神障害者の雇入れ等の前日までに、「精神障害者雇用安定奨励金利用届」を都道府県労働局に提出する必要があります。**

また、精神障害者雇用安定奨励金の支給については、様々な要件があります。詳しくはお近くの都道府県労働局又はハローワークにご相談ください。